

日本の図書館におけるブックセラピーに関する考察 — 英国読書協会の実践との比較を通じて —

横井 沙南

子どもや若者を対象とした読書活動推進については、「子どもの読書活動の推進に関する法律」が 2001（平成 13）年に制定され、この法律に基づいて政府で「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第 1～4 次）、全国の自治体で子ども読書活動推進計画が策定されるなど、子どもや若者が読書をすることの重要性が認識されている。こうした背景を意識した上で本研究では、日本の図書館における読書を通じた悩みの緩和を促すことを目的としたブックセラピーの活動やブックリストの特徴について調査分析し、その課題を考察している。

研究方法は、①日本のブックセラピーの取り組みについてその体制と活動内容の特徴を明らかにすること、②ブックセラピーで使用された図書の特徴を明らかにすることの 2 つについて調査分析を実施した。いずれも、イングランドとウェールズで実施されている英国読書協会（The Reading Agency）の Reading Well Books on Prescription プログラム（以下 Reading Well プログラム）との比較を通じて、その特徴について考察している。①では英国読書協会（TRA）が公開している年次評価報告書等から抽出される事実と、日本におけるブックセラピーの取り組みについて Web 調査および新聞記事調査から得られた実施例を使用している。②では英国読書協会の Reading Well プログラムで作成されたブックリストに掲載の図書と日本の図書館のブックセラピーの試みで実際に使用された図書の特徴を比較した。

本研究の調査の結果、英国読書協会（TRA）における Reading Well プログラムの実践と比較して考えた場合、まず、Reading Well プログラムは英国読書協会（TRA）がブックリストを公開しており、そのリストをもとに全国の公共図書館で随時その図書を利用することができる。また、医療保健セクターとの協力体制がとられており、利用者は自発的な利用（self-prescription）の他、地域などの医療専門家等から特定の疾患や症状に対応した図書の利用を勧められることもある。日本のブックセラピーには相当の全国組織はなく、公共、学校、大学図書館などの多様な施設によって活動内容に多様性が見られ、期間を定めた企画展示によって実施されることが多い。Reading Well プログラムで使用される資料はメンタルヘルス関係のセルフヘルプ資料が主体であるが、子どもや若者向けのスキームではフィクションの使用も見られた。Reading Well プログラムの場合は、若者や子どものメンタルヘルスの問題を専門的に扱う出版社や著者の図書も採用されている。一方、日本のブックリストでは社会問題や一般的な健康問題を扱う図書も使用されていた。こうした相違をもたらす要因には、英国読書協会（TRA）の Reading Well プログラムの目的設定のほか、医療保健の専門家との協力関係の制度化という体制の相違が指摘される。

（指導教員 原 淳之）